

会 議 録

令和7年度第12回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和8年3月27日（金） 開会：午後1時34分 閉会：午後2時47分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室②	
出席委員名	教育長 宮城 克典 教育長職務代理者 平良 智枝子 教育委員 東風平 恭子 教育委員 比嘉 豊樹	
欠席委員名	教育委員 中尾 忠笹	
事務局員	（教 育 部）部長：久貝 順一 （生涯学習部）部長：天久 珠江 （教育総務課）教育総務課長：豊見山 徹 補佐兼係長：我如古 千佳枝 主事：譜久島 春菜	
説明員	（教育総務課）課長：豊見山 徹 主事：譜久島 春菜 （学校教育課）主幹：平良 貴司 補佐兼係長：愛澤 直樹 係長：伊川 晶子 主査：奥平 千里 主事：伊志嶺 尚久 （市立図書館）館長：與那覇 律子 補佐兼係長：座喜味 健	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
報 告	会議録の承認について（令和7年度第11回定例会）	承 認
議案第38号	教育長報告	承 認
議案第39号	宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正について	原案可決
議案第40号	宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について	原案可決
議案第41号	宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について	原案可決
議案第42号	宮古島市未来創造センター長服務規程の廃止について	原案可決
報告第11号	宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について	原案可決
報告第12号	臨時代理処分の報告について（宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正について）	承 認
そ の 他	臨時代理処分の報告について（令和8年度宮古島市教育委員会職員の人事異動について）	承 認
そ の 他	令和8年度宮古島市立教育研究所所長の任用について	
そ の 他	令和8年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について	
そ の 他		

	<p>して使ってほしいということで行っている事業であります。</p>
<p>比嘉委員 教育部</p>	<p>これは来年度の審査をしたということですか。</p>
<p>久貝部長</p>	<p>はい。令和6年度から事業の実施をしていて、学校側から次年度の事業計画書が提出されているので、それについての審査をしたということです。</p>
<p>比嘉委員 教育長</p>	<p>今年はどうような事業計画がでていますか。</p>
	<p>外の施設を社会見学するときのバス代が大きかったです。</p>
<p>比嘉委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>宮城教育長</p>	<p>これは、9日に行われた「板倉区宮古島市城辺地区児童交流事業報告」について関連がありまして、前回の会議で、私も現地に行き、板倉区と交流した話をしましたが、その中で、私たちの取組ももう少し頑張らないといけないと感じたんです。それで、ちょうど上田さんが宮古にいらしたタイミングがあったので、城辺基金の利活用について相談させていただきました。今は、少し制限的なものがあるので、これをもう少し裁量権を持たせてできるように、要綱を検討してもいいですかということで、お伺いをたてました。板倉区との交流の報告、児童生徒の手紙やお礼、そして向こうでの活動の様子などをビデオも使って見てもらったんです。それで、これからの活動について、やっぱりあちら（板倉区）の歓迎に比べると、私たちももっと頑張らないといけないと思ったので、ご支援をさらにお願ひしますというふうな話をしました。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>宮城教育長</p>	<p>私から少し報告します。3月1日に「第1回地球さんご賞南の島小・中学生作文コンクール」というのがあって、これ第1回なのですが、全国的には4か所ぐらいかな、ブロックを決めてやっています。これは、急な取組でやったにもかかわらず、宮古の子供たちが大分応募して、その中の一つは全国でも最優秀とか入賞して、ほかにもすごく感性豊かな作文や詩が多かったということでお褒めいただきました。宮古の子供たちも文学面でも少し芽出し</p>

宮城教育長	<p>ができてきて、いいなというふうに思いました。</p> <p>また昨日、新聞にも載っていましたが、大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館、メラニー・ザクシンガー総領事と通訳の方がお見えで、今日は10時から「ドイツ皇帝博愛記念碑建立150周年記念セレモニー」に参加し、「うえのドイツ文化村博愛記念館」の視察同行をしてきました。</p> <p>ほかに質疑はありませんでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、教育長報告については承認とします。</p>
宮城教育長 教育総務課 譜久島主事	<p>次に、日程第4「議案第38号 宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、担当より説明をお願いします。</p> <p>よろしく願いいたします。教育総務課、譜久島です。</p> <p>「議案第38号 宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正について」、上記の議案を別紙のように提案する。</p> <p>提案理由、第2条第5号の規定については、これまで管理職を対象とする趣旨として運用してきたところですが、この趣旨を明確にするために、「教頭」の文言を加える必要があるので本案を提出します。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
宮城教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料をご確認いただき、質疑等があればお願いします。</p> <p>3ページにある新旧対照表を見ると分かりやすいかもしれません。</p> <p>(質疑なし)</p>
宮城教育長	<p>質疑等なければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
宮城教育長	<p>それでは、「議案第38号 宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一</p>

	部委任等に関する規則の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。
宮城教育長	次に、日程第5「議案第39号 宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。
学校教育課 伊志嶺主事	それでは、説明をお願いします。
	「議案第39号 宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について」、上記の議案を別紙のように提案します。
	提案理由、宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付に係る申請件数の増加や拡充の要望があることから、宮古島のスポーツ・文化活動に携わる児童生徒の経済的負担をより軽減するために、本要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。
	(資料に基づき説明)
宮城教育長	説明が終わりました。
	お手元の資料をご確認いただき、質疑等があれば挙手をお願いします。
平良委員	一部改正の内容に関しては賛成です。
	補助金交付に係る申請件数の増加というのがあるのですが、どのくらいなのかを教えてください。
学校教育課 伊志嶺主事	令和6年度は、800件に届かない、750から780ぐらいでしたが、令和7年度は、現時点で900件を超えている状況です。
平良委員	ありがとうございます。
宮城教育長	ほかに質疑はありますか。
東風平委員	大体は読みやすくなったのかなという感じで、表内に何回も同じ言葉が出てくるのを防ぐためという感じはしますけれども、1人当たりの金額が拡充になるというか、手厚くなったというところもあるということですか。
学校教育課 伊志嶺主事	はい。

東風平委員	これは、「派遣1回につき5000円を上限とし」と言っていたところがそうなのかなと思ったのですが、こちらが手厚くなった部分というところでしょうか。
学校教育課 伊川係長	<p>今まで2泊しようが3泊しようが1回の派遣で5000円だったところを、1泊当たり5000円を上限としますので、これの2泊であれば、掛ける2ということになります。</p> <p>ただ、勘違いされやすいのが、もし1泊4300円だった場合、1泊当たり4000円が上限になります。2泊同じところに泊まれば掛ける2ということになるので、1万円ではなくて8000円の補助という形になります。</p>
東風平委員	分かりました。ありがとうございます。
比嘉委員	県外の大会の項目なのですが、これまでは上位大会の宿泊分だったが、県内大会がない場合はこの限りではないというのが付け加えられているのですが、例えば去年でいえばどんな例があるのか教えていただけますか。予選がない、でも、推薦等で県外の大きい大会に参加資格をもらいましたとかいう場合ですか。
学校教育課 伊川係長	<p>推薦があった場合は県からの推薦、いわゆる代表という形になるので、それは問題なく補助金の交付はさせていただいています。ただ、例で言えば、バイオリンなどが県内ではそこまでの競技人口がないということで、いきなり九州が1回目というパターンがありました。九州1回目のときは、要綱に条件が合わないので出さなかったのですが、この方は上位に食い込んで全国大会に行ったので、そのときは補助をさせていただきました。そういう件数がちょっとずつ増えてきているというのがあって、1回目が県外から始まった場合の助成が何もないというのはちょっと経済的に厳しいというところがあるので、そういう県内大会がない場合でも、申請の内容を確認して、該当であれば出せるようにということで、今回の要綱改正を出しました。</p>
比嘉委員	線引きがないから審査が難しいですね。
学校教育課 伊川係長	そうですね。この辺りを説明会などでもやろうと思っております。まずは事前に相談をというのを基本にやっております。

<p>比嘉委員</p> <p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p>	<p>分かりました。ありがとうございました。</p> <p>ほかに質問はありますでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第39号 宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。</p>
<p>宮城教育長</p> <p>学校教育課</p> <p>愛澤補佐兼係長</p>	<p>次に、日程第6「議案第40号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、担当より説明をお願いします。</p> <p>学校教育課学務係の愛澤です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、「議案第40号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について」説明させていただきます。</p> <p>提案理由としましては、1ページに書いてございますけれども、結構簡潔に書いてありますので、もう少し詳しく説明したいと思います。主な理由としましては3つございまして、まず1つ目に、市長の掲げる日本一子育てのしやすい島の実現に向けて、令和8年度から就学援助の認定基準を引き上げて援助対象の世帯を拡充するものでございます。</p> <p>それから、2つ目に、認定基準引上げによりまして、申請者数、それから援助世帯の増加が見込まれております。そのため、我々学務係の担当及び学校事務職員の業務負担の増加が見込まれます。また、あわせて振込手数料、各世帯とか学校に振り込んでいますけれども、この振込手数料の増額が見込まれております。そのため、支給回数、現在年に3回に分けて支給しておりますけれども、これを2回に減らして業務負担の軽減と、振込手数料の縮減を図ってまいりたいと考えております。これが2つ目です。</p> <p>それから、3つ目に、様式を見直しました。様式を簡素化しまして、保護者の記入の負担軽減を図るというものでございます。理由としましては主にこの3つでございます。</p>

	(資料に基づき説明)
宮城教育長	ただいま説明が終わりました。 お手元の資料をご確認いただき、質疑等があればお願いします。
比嘉委員	6 ページの様式第 3 号の一番下の学校確認欄がありますけれども、学校確認欄の校長名のところですが、これは公印は必要ですか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	すみません、説明が漏れておりました。 様式第 3 号については、校長印をもともと押す様式だったのですが、こちらを除いて押印不要としています。その代わりに、提出する際に学校がまとめてかがみ文をつけて、かがみ文に押印するので、それでいいだろうということで押印は除いております。
宮城教育長	ほかに質疑ありませんでしょうか。
平良委員	新旧対照表の全体の 1 2 ページに援助金給付の時期及び方法という第 1 3 条があるのですが、この援助金の内容というのはここで書かれた 4 つの項目のことですか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	そのとおりです。
平良委員	分かりました。
比嘉委員	すごく事務が簡素化になって、とても学校とか保護者は助かるなと思います。ありがたいです。ただ、2 回の給付になった場合、学期ごとに学校が提出する学校用品の一覧表は大丈夫ですか。それは、準要保護には関係なかったかな。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	状況報告書ですか。
比嘉委員	そうですね。そのなかに必要な学用品の一覧表を担当が提出していたような気がするのですけれども。

学校教育課 愛澤補佐兼係長	準要保護の場合は定額になっておりますので、必要ありません。
比嘉委員	あれは要保護だったかな。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	特別支援教育の就学奨励費というものがございまして、限度額までもらえる場合は定額支給と限度額支給が選べるのですけれども、定額を超えて限度額まで支給してほしいという方については、そういった領収書とか何を買ったみたいなのを学校が提出しています。
比嘉委員	3期だったら、ちょうど1学期用、2学期用、3学期用と分けれるので、2回になった場合、現場の先生方はどうかと思ったんですが、定額であれば大丈夫です。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	そうですね、そういったものの提出は必要ないです。
比嘉委員	分かりました。
宮城教育長	ほかに質疑はありませんか。
平良委員	現在、就学援助を活用している世帯というのはどのぐらいいますか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	すみません、世帯では把握はしていないのですけれども、生徒数でよろしいですか。
平良委員	はい。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	令和7年度の実績で申し上げますと、小学校で811名、中学校で471名となっています。今、手元に資料がないのですが、やっぱり児童生徒数が減っていますので、若干減少していますが、ただ、次年度はこの改正によって増えることが見込まれます。
平良委員	ありがとうございます。

宮城教育長	ほかに質疑はありませんか。
東風平委員	1. 4倍に拡充ということですので素晴らしいなと思っているのですが、やっぱりどうしても線引きということで、ここからちょっと超えた人とかはもうゼロとなるので、段階的な、例えば半額援助みたいな、そういうのは考えられないですか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	そこは今のところは考えていません。そこをもしやった場合には、審査にも、いろんな審査方法が出てくるので、今はちょっと考えてないです。
東風平委員	分かりました。ありがとうございます。
宮城教育長	ほかに質疑はございますか。 (質疑なし)
宮城教育長	議会の冒頭の市長の施政方針の中でもありましたように、日本一子育てのしやすい島ということで、貧困の部分とかいろんな面でも就学援助を含めて拡充という形になっています。
宮城教育長	質疑なければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
宮城教育長	それでは、「議案第40号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。
宮城教育長 市立図書館 與那覇館長	次に、日程第7「議案第41号 宮古島市未来創造センター長服務規程の廃止について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。 図書館です。お願いします。 「議案第41号 宮古島市未来創造センター長服務規程の廃止について」、上記の議案を別紙のように提案する。 提案理由、未来創造センターにおける非常勤センター長については、今後配置する予定がないことから訓令を廃止する必要があるため、本案を提出し

<p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p>	<p>ます。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。質疑等がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑等がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第41号 宮古島市未来創造センター長服務規程の廃止について」は原案のとおり可決といたします。</p>
<p>宮城教育長</p> <p>教育総務課 譜久島主事</p> <p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p>	<p>次に、日程第8「議案第42号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>「議案第42号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」。</p> <p>提案理由、未来創造センターにおける非常勤センター長については、今後配置する予定がないことから、規程から削除するため本案を提出いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。質疑等ありましたらよろしく願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

宮城教育長	<p>それでは、「議案第42号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。</p>
<p>宮城教育長</p> <p>学校教育課 奥平主査</p> <p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p>	<p>次に、日程第9「報告第11号 臨時代理処分の報告について（宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正について）」を議題とします。</p> <p>それでは、担当より説明をお願いします。</p> <p>「報告第11号 臨時代理処分の報告について（宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正について）」、上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により、宮古島市教育委員会へ付議する事項となっておりますが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により、臨時に代理することとしたので、これを報告し、承認を求めます。</p> <p>次のページをお願いします。別紙、宮古島市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則。宮古島市立幼稚園管理規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第1号中、「35人以下」を「30人以下」に改める。</p> <p>附則、この規則は令和8年4月1日から施行する。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料をご確認いただき、質疑等があればお願いします。</p> <p>（ 質疑なし ）</p> <p>質疑等なければ、承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>（ 異議なし ）</p> <p>それでは、「報告第11号 臨時代理処分の報告について（宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正について）」は承認といたします。</p>
宮城教育長	<p>次に、日程第10「報告第12号 臨時代理処分の報告について（令和8年度宮古島市教育委員会職員の人事異動について）」及び日程第11「その他 令和8年度宮古島市立教育研究所所長の任用について」については、人事に関する案件となりますので、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定</p>

<p>宮城教育長</p>	<p>により秘密会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、「報告第12号 臨時代理処分の報告について（令和8年度宮古島市教育委員会職員の人事異動について）」及び「その他 令和8年度宮古島市立教育研究所所長の任用について」の2件については、秘密会にすることと決定しました。</p> <p>関係者以外は退席をお願いします。</p> <p>(秘密会につき会議録省略)</p>
<p>宮城教育長</p>	<p>ここで秘密会を解きます。</p> <p>「報告第12号 臨時代理処分の報告について（令和8年度宮古島市教育委員会職員の人事異動について）」は承認いたします。</p> <p>「その他 令和8年度宮古島市立教育研究所所長の任用について」はお知らせしたとおりとなります。</p>
<p>宮城教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりました。</p>

宮城教育長

教育総務課
豊見山課長

次に、日程第12「その他、令和8年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算について」です。

それでは、説明をお願いします。

別紙になりますか。

そうです。お配りしている4枚つづりの資料のほうです。12月定例会、議案第25号で提案しました令和8年度宮古島市一般会計予算につきまして、昨日議会議決をいただきましたので、改めて新年度予算について報告させていただきたいと思います。

令和8年度の宮古島市一般会計当初予算につきましては、4枚目の496億6700万円ということになっており、新聞報道でありましたように、過去最高の予算額となっております。

(資料に基づき説明)

宮城教育長	<p>質疑等があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑等がなければ、令和8年度宮古島市一般会計（教育委員会）予算についての報告を終わります。</p>
<p>宮城教育長</p> <p>平良委員</p> <p>宮城教育長</p> <p>宮城教育長</p>	<p>次に、日程第13「その他」の部分で何かありますでしょうか。</p> <p>先ほど臨時代理処分の報告ということで幼稚園の規則の一部改正に関する話がありましたけれども、これは後ろのほうに文科省からの通知が添付されていて、通知があったから、今回の一部改正に至ったということですよ。そういうのが分かるように、一部改正の理由の中に入れてもらえたら、より改定の意図がはっきりするのかなと思うのです。今までにもそういうのがなくて、あれって思いながらも話が進行していった経緯があったので、今後は文科省からこういう通知があって、それに基づいてとかというのがどこかに記載されていれば、国からの通知が来たので改正しているんだなと分かるので、そこら辺を今後検討してもらえたらなと思います。</p> <p>そのほうが分かりやすいですね。理由というか、根拠というか、その辺を訂正していけるようにしましょう。</p> <p>その他で、ほかにありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>無いようですので、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これで令和7年度第12回宮古島市教育委員会（定例会）を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">教育長 宮城 克典</p> <p style="text-align: right;">会議録署名委員 比嘉 豊樹</p>